




2020年9月10日
全国港湾20発第13号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎
指定事業体部会
部会長 竹内



検数・検定事業者の指定事業体に関する申し入れ

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

全国港湾労働組合連合会は、検数・検定事業者（全日検、日本貨物検数協会、日本海事検定協会、新日本検定協会）が設立した「指定事業体」に関する課題について、新たに指定事業体部会を立ち上げ、検査部会から移行させ問題解決のための協議をすることとなりました。

現在の検数・検定事業者における「指定事業体」の働き方には過去、一部の事業者による違法・脱法行為が司法の場で明らかになりました。つきましては、荷主・ユーザー等に港湾運送秩序や適正な港湾運送料金を求めている立場から、本来の指定事業体のあり方に戻すべくご指導願います。

よって、下記のとおり申し入れます。

記

1. 検数・検定小委員会における、2017年6月12日付「指定事業体」のあり方に関する申し入れに対する協議の促進を図ること。
2. 荷主・ユーザー、各元請け事業者に対して、港湾運送料金（検数・検量・鑑定・検査）の適正支払いに向けて指導すること。
3. 本来の指定事業体のあり方に戻すこと。

以上

<添付資料> 2017年6月12日付 「指定事業体」のあり方に関する申し入れ